

第2次 川崎町 子ども読書活動 推進計画



平成30年4月
川崎町教育委員会

はじめに

近年、少子高齢化、核家族化、そして国際化、情報化の著しい進展と急速な社会の変化に伴い、子ども達の読書環境は大きく変化しています。

子どもの読書活動は、本の作者と向き合い、読解力、想像力、表現力はもちろん、自らの感性も磨くものです。

情報メディアの普及・発達は、子ども達の文字・活字・読書離れを進め、幼いころからの読書経験不足から読解力の低下、対話による問題解決能力の低下につながっています。

また、情報化の進展は、ゲームによるバーチャルな体験と現実との違いを判断できないことによる悲惨な事件が多く発生しています。

このような状況を鑑み、平成25年に5年間の計画として「川崎町子ども読書活動推進計画」を策定し、基本方針に沿って子どもの読書環境を整備し、家庭・地域・学校・行政が連携と協力を深めながら、家読のすすめをはじめ、子どもが発達段階に応じた読書ができ、読書の日常化が図れるよう力を注いでまいりました。

今年度、5年目の最終年度を迎えるにあたり、これまでの川崎町における取り組みの成果と課題をまとめ、今後の子ども読書活動推進のため「第2次川崎町子ども読書活動推進計画」を策定しました。

「福岡県子ども読書活動推進計画・改訂版」では、「子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくうえで、欠く事のできないものである。」と述べられています。

次世代を担う子ども達が、本を楽しみ自主的に読書を行える環境を更に整備し、子ども達の健やかな成長を支える読書活動の推進に、積極的に取り組んでまいります。

終わりに、この計画の策定にあたり、ご協力と貴重なご意見を頂きました皆様に厚くお礼申し上げます。

平成 30 年 3 月

川崎町教育委員会教育長 讚井明夫

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の意義 1
2. 国及び福岡県の動向 1
3. 第1次計画における取り組みの成果と課題 2

第2章 計画の基本的な考え方

1. 計画の目標 5
2. 計画の位置づけ 5
3. 計画の対象 5
4. 計画の期間 5
5. 計画推進のための基本方針 5

第3章 家庭・地域・学校における子どもの読書活動の推進

1. 家庭
 - (1) 家庭の役割 6
 - (2) 家庭における読書活動の推進 7
2. 地域
 - (1) 図書館における読書活動の推進 7
 - (2) 子育て支援センターにおける読書活動の推進 8
 - (3) 保健センターとの連携による読書活動の推進 8
3. 学校
 - (1) 学校における読書活動の推進 9
 - (2) 幼稚園や保育所における読書活動の推進 9

第4章 子どもの読書活動推進のための図書館の諸条件の整備

1. 図書館での児童サービスの充実 10
2. 図書館の情報化の推進 10
3. 児童コーナーのスペースの確保 10
4. 図書司書の適切な配置、研修への参加 10

資料編

- ・用語解説 15
- ・子どもの読書活動の推進に関する法律 17

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の意義

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、他者とのコミュニケーション能力を高めるなど、豊かな心を育み、多様で変化の激しい社会に対応して生きていく力を身につけるために欠くことのできないものです。

近年の情報メディア（テレビ、インターネット、ゲーム機、スマートフォンなど）の普及により、乳幼児期からの情報メディアへの過度な接触が、子どもの成長に悪影響を及ぼしていると問題提起されています。一方で乳幼児期から身近な大人を通して読書を楽しむ時間の減少が懸念されています。

子どもたちの文字・活字離れが懸念される状況の中、乳幼児期から児童・生徒期、個々人として自立するまでの期間に、すべての子どもが、自ら考え、自ら行動し、生涯にわたって自発的に学ぼうとする習慣を身につける契機となる「読書」に親しむ場所と機会を与えられ、自主的に読書活動が行えるよう、平成25年1月、川崎町教育委員会は「川崎町子ども読書活動推進計画（以下「第1次計画」という。）」を策定し、子どもの読書推進計画を推進してきました。

この第1次計画の取り組みの成果と課題を踏まえ、家庭、地域、学校、図書館などが連携しながら、子どもの読書活動をさらに推進するため、「第2次川崎町子ども読書活動推進計画（以下「第2次計画」という。）」を策定します。

2. 国及び福岡県の動向

国は、子どもの読書活動に関する施策の総合的、計画的な推進を図るため、平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行し、国と地方公共団体の責務が明らかにするとともに、4月23日を「子ども読書の日」と決めました。また、国は同法に基づき、平成25年には「第3次子どもの読書活動に関する基本的な計画」が策定されました。更に、平成27年には、「学校図書館法の一部を改正する法律」が施行されました。この法律により、学校司書がはじめて、その設置根拠などを法的に位置づけられるとともに、読書活動の充実のために学校図書館が利活用できるよう、整備を進めることが求められています。

福岡県においては、平成16年に「第1次福岡県子ども読書活動推進計画」が策

定され、平成28年に第3次計画への改訂が行われました。

3. 第1次計画における取り組みの成果と課題

川崎町においても、平成25年度から5年間、様々な事業に取り組んできたところです。第1次計画で掲げた読書活動推進のための施策について、その取り組みの状況と今後の課題についてまとめました。

(1) 家庭、地域における子どもの読書活動

①ボランティアの育成と活動支援

- ・読み聞かせボランティア「パピルス文庫」への図書・備品の貸出、広報などでおはなし会の活動を支援してきました。ボランティアの技術向上のための勉強会・講演会の開催などをおしてボランティア間の交流を図るとともに、新規参加者を募り、活動をより活発なものとする必要があります。
- ・地域で行われている読書活動、関連事業の支援は行っていません。公民館などから要望があれば、団体貸出を行うなどの対応ができるよう整備していきます。

②ブックスタート事業の推進

- ・ブックスタート事業は、ボランティアグループ「川崎町ブックスタート実行委員会おはなし広場『もこもこ』」の協力のもと、子育て支援センター、保健センター及び町立図書館（以下「図書館」という。）の協業で行い、ブックスタート後のフォローアップにも取り組むことができました。ただ、乳幼児健診未受診児の保護者への取り組みが今後の課題となっています。

③アンビシャス広場、学童クラブについて

- ・アンビシャス広場については、読み聞かせボランティアが委員として参加している小学校区では、定期的に読み聞かせが行われています。
- ・学童クラブについては、ほぼ毎日読み聞かせしているクラブや、ほとんどしていないクラブなど、各クラブにより状況が異なります。図書館から図書の団体貸出を提案しましたが、図書の管理が難しいという理由で受入には至っていません。図書館の「読書まつり」など、おはなし会や様々な行事への参加を呼びかけましたが、徒歩で参加できる川崎東小校区の子どもたちの

みの参加となっており、図書館までの交通手段の確保が課題となっています。

- ・子育て支援センターにおいても、読み聞かせボランティアによる「おはなし会（講座）」を開催しています。また、日頃より希望者には子育て支援センター職員による読み聞かせを行っています。

④広報の充実について

- ・町広報紙や図書館発行の「パピルスだより」にて、イベント開催を告知してきました。平成29年度に図書館システムを更改することにより、インターネットによる蔵書検索や貸出予約が可能になり、図書館独自のホームページを開設することで、情報の発信と利便性の更なる向上が期待できます。

(2) 小・中学校における読書活動

- ・「朝の10分読書」やボランティア団体による読み聞かせなど、各小学校では定期的・継続的な取り組みが行われています。また、平成30年2月の図書館システム更改が学校図書館分館化接続サービスの第1歩となる予定であります。ただ、図書館システムを導入しているのは小学校1校のみなので、他校の早期導入が待たれます。

(3) 幼稚園・保育園における読書活動

- ・各施設で読み聞かせを中心に取り組まれています。また、図書館によるブックモバイルでの貸出・返却の希望もあります。今後は、団体貸出を推進することにより、読み聞かせ活動を支援していきます。

(4) 図書館を拠点とした読書活動

①館内の整備について

- ・児童書については、新刊本を絵本とそれ以外の読物に分け、それぞれ児童コーナーに設置し提供しています。また、児童コーナーに新たに「子どもの情報コーナー」を設置し、子どもの読書関連イベントなどを紹介し、読書活動の推進を図りました。ただ、児童書の文学(9分類)以外の図書も一箇所にとどめて配架し、より利用しやすい書架配置にするなど、更なる工夫の必要があります。

- ・新たに授乳室を設け、乳幼児とその保護者が利用しやすい環境を整備しました。

②読書活動の推進について

- ・ボランティアによる月1回のおはなし会だけでなく、「子ども読書週間」や「読書まつり」などの際にもおはなし会を開催しました。また、小学生や未就学児を対象とした絵本作家本人による自作絵本の読み聞かせなど、子どもたちにとって貴重な体験となるおはなし会を図書館以外（小学校や勤労青少年ホーム）でも開催し、読書活動の推進を図りました。
- ・読書感想文課題図書や読書感想画指定図書のコーナーを設置し、学校図書担当者会で議題として取り上げ、周知を図りました。

③ボランティア団体との連携について

- ・現在、館内で開催しているおはなし会を行っている「パピルス文庫」やブックスタート事業を行っている「川崎町ブックスタート実行委員会おはなし広場『もこもこ』」、朗読資料作成を行っている「朗読の会」の3つのボランティア団体と図書館の連携を深め、各小学校で活動している読み聞かせボランティアの活動も支援できるよう、今後も図書館が開催するおはなし会や講演会、ボランティア交流会への参加を呼びかけていきます。

④幼稚園・保育園、小・中学校との連携について

- ・希望する小学校に団体貸出事業として、定期的に図書資料の貸出を行っています。町立の幼稚園・保育所には希望により図書の貸出を行っていますが、私立保育園や中学校には団体貸出を行っていません。今後は、各施設の要望に答えるため資料の充実にも努めるとともに、ブックモービルの代替事業として、公用車などを利用した図書資料の配達・回収を考えていきます。
- ・学校図書館整備の一助として、学校図書担当者との連絡を密にし、蔵書管理などについての技術的協力を行います。
- ・読み聞かせボランティアなどの団体と緊密に連携し、各施設で読み聞かせ活動がより活発に行えるよう支援します。

以上のような取り組みが行われ、一定の成果はあがっていますが、更なる計画推進や、子どもたちを取り巻く読書環境の向上を図るため、周囲の大人たちの協力が

得られるよう、この計画の認知度を上げ、さまざまな活動に対し支援できるよう、その進捗状況の把握に努めることが必要です。

第2章 計画の基本的な考え方

1. 計画の目標

子どもたちが、それぞれの個性や発達段階に応じ、自主的な読書活動ができるような環境の整備を推進します。

2. 計画の位置づけ

この計画は、「第1次計画」を踏まえ、国の「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、「市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」を策定するにあたっての基本とし、「第3次福岡県子ども読書活動推進計画」をも踏まえ、川崎町が子どもの読書活動を推進していくための総合的な指針とします。

3. 計画の対象

対象は、0歳から18歳までとします。

4. 計画の期間

平成30年度から平成34年度までの5年間とします。

5. 計画推進のための基本方針

子どもの読書活動を推進するため、2つの基本方針を掲げ、その推進に努めます。

- 1) 家庭・地域・学校における子どもの読書活動を推進します。
- 2) 子どもの読書活動推進のための図書館の諸条件を整備します。

第3章 家庭・地域・学校における 子どもの読書活動の推進

1. 家庭

(1) 家庭の役割

①育児における読み聞かせの重要性

子どもが幼いころから、本に親しみ、本の楽しさを知るには、家庭における読書環境の充実が大切です。子どもは、保護者からの愛情やふれあいの中で育っていきます。特に幼少期の記憶や経験が、その後の成長に大きく影響するといっても過言ではありません。

子どもは、身近なところに本があり、保護者から愛情たっぷりに読み聞かせをしてもらったり、保護者と一緒になって本を楽しんだりすることで、言葉や読解力以外にも想像力や自分で考える力、豊かな感性や情操、思いやりの心などを学びながら成長していきます。

なお、読み聞かせの目安は、幼児期から小学校低学年児童期までの実施が効果的と言われています。

②日常生活の中で継続した読書活動を行うための保護者の配慮

子どもの読書は、保護者が無理強いするのではなく、まずは、子どもに本を好きになってもらうことが大切です。子ども自身が自主的に本を手に取り、読書を楽しむことが大切です。

そのためにも、保護者自身が本に対して関心を持ち、子どもに読み聞かせを行うことが重要です。家庭の中で日常的に読書の習慣づけを行うことが重要です。

③青少年期における読書の推進

読書を全くしない児童生徒は、年齢が上がるにつれ多くなる傾向があります。

しかし、青少年期のこの時期にこそ、人生を豊かなものにし、考える力を養う本格的な読書をするための習慣を確立しなければなりません。このため、多岐にわたる興味を持つこの時期の子どもの読書活動を、家庭において、温かく見守り、励ますことが必要です。

(2) 家庭における読書活動の推進

家庭における子どもの読書活動推進には、保護者の理解と協力が必要不可欠です。そのため、保護者に対して、子育てにおける読み聞かせや読書の大切さについて、様々な機会や場所をとおして理解を得る必要があります。

また、P T Aの研修会や乳幼児健診などの機会を利用し、学校、保健センター、子育て支援センター、ボランティア団体、図書館などが連携を図りながら、保護者に対して理解の促進を図ることが必要です。

◎今後の取り組み

- ・各種P T Aの研修会などを通じて読書活動の効果について啓発し、「読み聞かせ」や「家読」など家庭での子どもの読書活動の充実に努めます。
- ・保健センターで行っている乳幼児健診などの機会を活用し、子どもの読書活動の充実に努めます。

2. 地域

(1) 図書館における読書活動の推進

①図書館の役割

図書館には、豊富な図書があり、リクエストサービス、レファレンスサービス、団体貸出などが行われており、子どもを含めた地域住民にとって、本と触れ合うことができる身近な施設です。

また、図書館は、保護者と子どもが本に親しむ場所であり、読み聞かせやおはなし会の開催、読書相談、研修会などを実施するほか、地域の読書推進ボランティアの状況や活動状況を把握し、団体などへの支援や学校、地域、子育て支援センターなどでの活動の場を提供するためのコーディネーターとしての役割を担っています。

②新たなサービス展開のための読書ボランティアの育成と活用

子どもが読書に対する興味を持つためには、本との出会いの機会を作ることが大切です。その基本的なものが「読み聞かせ」です。読書に関心のない子ども、一人では本を読めない子どもや本を読むことが苦手な子どもに本を読んであげることは、子どもが本の楽しさを知り、本に興味を持つようにな

るための効果的な方法です。また、本の読み聞かせ以外にも、ストーリーテリングやブックトークなどを通して、子どもの読書に深みと広がりをもたらすことができます。このような活動を支えるのが、地域で活動する読書ボランティアです。

図書館では、子どもの豊かな読書環境を整えるために、読み聞かせなどの読書に関するボランティアの育成や研修会への参加など、学習の機会や各種情報提供などを行います。

③図書館における子どもの読書活動推進のための事業の実施

図書館では、子どもの読書活動を推進するため、町民に対する啓発活動を行うとともに、地域のリーダーとして活動できる人材を育成するための施策を積極的に行います。

(2) 子育て支援センターにおける読書活動の推進

子育て支援センター内のプレイルームを活用し、子育て支援センター職員と協力しながら、各種相談や遊びに来た親子に積極的に読み聞かせを行うなど、様々な体験を通し、本の楽しさや読み聞かせの大切さを教え、読書活動の推進を図ります。

(3) 保健センターとの連携による読書活動の推進

乳幼児健診時を利用して、保護者に本の読み聞かせの重要性を知ってもらうことが大切です。

川崎町では、読書ボランティア、保健センター、子育て支援センターと図書館が連携し、乳幼児の保護者を対象に、読み聞かせの大切さを説明するとともに、絵本をプレゼントし、絵本をとおして温かい時間を共有することを勧める「ブックスタート事業」を行っています。今後も引き続き、このブックスタート事業を推進します。

◎今後の取り組み

- ・町民への子どもの読書推進活動の啓発を図るとともに、読書ボランティアの育成及び図書館職員の資質向上に努めます。

- ・他市町村の図書館や筑豊教育事務所などと連携し、情報の共有などを図るとともに、読書ボランティアの活動実態の把握と活動の支援を行います。
- ・他市町村の読書ボランティアとの交流を推進します。
- ・ブックスタート事業の実施に関する調査・研究を継続的に実施します。
- ・乳幼児期の読書の意義を家庭や地域に啓発し、子どもの読書活動の充実に努めます。

3. 学校

(1) 学校における読書活動の推進

①学校の役割

学校は、従来から国語などの各教科をはじめ、様々な学習活動の場で読書活動を行っており、子どもの発達段階に応じて、子どもの読書習慣を定着させる意味で大きな役割を担っています。

②朝の読書の推進

学校や読書ボランティアと協力し、朝の読書の推進を行います。

③児童生徒が読書に親しむ態度の育成

子どもが読書の楽しさを味わえるような取り組みが必要です。校内におけるおはなし会の実施などにより、子どもの読書活動を推進する取り組みを実施し、児童生徒が自らの知識を高めるためや疑問を解決するために、自主的に学校図書館を活用する態度を育成するよう努めます。

④学校への団体貸出の実施

各小学校の学級へ、子ども達が様々な本に親しめるよう、定期的に団体貸出を行います。

(2) 幼稚園や保育所における読書活動の推進

乳幼児期における子どもの読書活動は、読み聞かせを中心とした取り組みになります。乳幼児期に本の楽しさと出会うため、乳幼児が絵本や物語などに親しむ活動を積極的に行うとともに、各種研修会などにおいて、幼稚園教諭や

保育士に読書に対する理解を求めます。

◎今後の取り組み

- ・各小中学校の読書活動の現状を把握するために、読書活動に関する調査を継続的に実施します。
- ・学校図書館と図書館の連携強化に努めます。

第4章 子どもの読書活動推進のための 図書館の諸条件の整備

1. 図書館での児童サービスの充実

図書館では、おはなし会の実施、子どもに薦めたい本の紹介、読書ボランティアの支援を行うなど、子どもの読書活動を推進するうえで重要な役割を果たしています。そのためにも、児童用図書や子どもの読書活動に関する資料の整備・充実を図るとともに、町民に情報を提供しその大切さを理解してもらうための活動を行い、子どもの読書活動推進の拠点となるよう努めます。

2. 図書館の情報化の推進

子どもや、利用者が自らの興味や関心により、必要とする本が容易に手に入る環境を整備するため、インターネットを活用した図書検索システムを構築します。

また、図書館の独自のホームページを開設するなど、インターネットを利用した情報提供に努めます。

3. 児童コーナーのスペースの確保

子どもの自由な読書活動を支援するため、図書館の設備、資料の配列など子どもの行動や利便性を考慮しつつ、大人の利用者への配慮も行います。

4. 図書司書の適切な配置、研修への参加

子どもの読書活動推進のためには、専門の知識や経験を持った図書司書の適切な配置が必要です。また、図書館職員については、積極的に各種研修会へ参加し、その資質の向上に努めます。

◎今後の取り組み

- ・ 図書館が、子どもの読書活動の推進拠点となるよう、更なる児童図書の実充及び子どもたちが使いやすいように施設の改善を行うよう努めます。
- ・ 図書館における子どもの読書活動に携わる人材の育成に努めます。





資 料 編

用語解説

アンビシャス広場

アンビシャス広場は、地域の大人達が見守る中で子ども達が放課後に色々な年齢の友達と一緒に遊んだり、話をしたり、学習をしたり、様々な体験をすることを目的にしています。

おはなし会

おはなし会は、子ども達を集めて絵本の読み聞かせなどを行うイベントの事。
川崎町では図書館や子育て支援センターなどで定期的に行われています。

学童クラブ

学童クラブは、昼間保護者が家庭にいない児童を対象に、放課後や長期休暇中、健全に放課後を過ごせるように、遊びを主体とした活動を行います。

正式名称は、「放課後児童クラブ」という名称を使用することが一般的です。川崎町では5つの放課後児童クラブが活動しています。

子ども読書の日

子ども読書の日は「こどもの読書活動の推進に関する法律」に基づき4月23日と定められています。

また、全国にある大多数の公共図書館ではこの条文の趣旨に基づき、子ども読書の日またはその前後に子どもを対象にした読書に関するイベントなどを実施します。

調べ学習

「自ら学び自ら考える」自主的、自発的な学習。学び方を学ぶ学習として、子どもが自分自身の力で課題を設定し、その課題の解決に向けての学習計画を立てて、調査・研究をし、解決を図っていく学習形態です。

読書週間

読書週間は、10月27日から11月9日までの2週間にわたり、全国で読書を推進する行事が行われる期間です。

ブックスタート

ブックスタートは、赤ちゃんとその保護者に絵本を開く体験と一緒に絵本を手渡し、心ふれあうひとときを持つきっかけをつくる活動です。

1992年にイギリスのバーミンガムにおいて取り組みが始まり、日本でも2001年から市町村自治体の事業として行われています。川崎町では乳幼児健診の会場で住民ボランティア、図書館職員、子育て支援センター職員、保健師などが活動に携わり絵本やリーフレットを手渡しています。

読み聞かせ

読み聞かせは、主に児童に対して、保護者や保育士、司書や教師が絵本などを見ながら音読する行為です。乳幼児期の情操教育・文字の習得などに効果があるとされています。年齢が上がっても読書への導入として有効であり、集中して話を聞く訓練にもなります。

レファレンスサービス

何らかの情報あるいは資料を求めている図書館利用者に対して、図書館職員が求められている情報あるいは資料を提供または提示する事によって援助することです。図書館利用者に対する利用案内（指導）と情報あるいは資料の提供の2つに大別されます。

ストーリーテリング

語り手が物語を覚え、聞き手に語ること。読み聞かせが絵本に描いてある通りに読んで聞かせるのに対して、語り手が自分の言葉に直して語る場所が特徴です。そのため、同じ物語でも語り手によって違った味わいを持たせることができます。

○子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日)

(法律第百五十四号)

第百五十三回臨時国会

第一次小泉内閣

子どもの読書活動の推進に関する法律をここに公布する。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が

策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

第2次 川崎町子ども読書活動推進計画

平成30年3月

発行 川崎町教育委員会 社会教育課図書館係

〒827-0003

福岡県田川郡川崎町川崎425番地2

川崎町立図書館 パピルスホール

TEL 0947-73-2699

e-mail town-kawasakilib@fromjapan.org



川崎町キャラクター
小梅ちゃん